

～地下鉄7号線延伸について～

さいたま市では、埼玉県と共同で地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の浦和美園駅から岩槻駅の延伸に取り組んでおり、令和6年度は、鉄道事業者と協定を締結し、延伸実現に向けた更なる計画の深度化を進めております。

鉄道延伸事業と区画整理事業は、関連性が高く、両事業の相乗効果が期待できるものと考えており、江川地区の土地活用によるまちの熟成は、岩槻地域全体の発展につながり、鉄道延伸に良い効果をもたらすものと考えています。

つきましては、区画整理だよりにて、地下鉄7号線の概要をお知らせするとともに、引続き早期延伸実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

地下鉄7号線延伸計画

整備区間：浦和美園～岩槻
路線延長：約7.2km
駅数：3駅（埼玉スタジアム駅・中間駅・岩槻駅）
事業スキーム：都市鉄道等利便増進法（想定）



延伸の効果 1

東京圏の鉄道ネットワーク強化

東武アーバンパークラインへ結節安定した鉄道輸送サービス提供

- ・都心部への速達性の向上
- ・乗換減少による利便性の向上
- ・鉄道空白（不便）地域の解消
- ・既存の鉄道路線の混雑緩和
- ・高齢者の移動手段（公共交通）の確保

延伸の効果 2

災害時等の代替路線機能の充実

多様な代替ルートによるリスク回避

- ・通勤、通学の平行路線遅延時の代替
- ・延伸線路線の埼玉スタジアム、各種公共施設と連携した災害時のリスク対応

お問い合わせ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL:048-829-1871・1873 FAX:048-829-1997

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業

区画整理だより

令和7年1月発行

寒冷の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から、江川土地区画整理事業の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、事業の進捗状況につきまして、令和5年度は、調整池排水機場築造に向けた鋼矢板の設置及び工事用運搬路の築造を実施しました。

令和6年度につきましては、引続き調整池排水機場築造工事及び区25号線外築造工事を実施するとともに、事業計画の変更を行います。

今後とも、早期の事業完了を目指して鋭意努力して参りますので、引続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩槻まちづくり事務所長 田口 浩一

事業計画の変更

今年度、江川土地区画整理事業の事業計画の変更を予定しております。

本事業は、昭和63年7月22日に事業計画を決定後、令和2年1月10日に第10回事業計画変更を行いました。

この度、令和6年度の事業完了を目指して事業を進めてまいりましたが、これまでの実績を精査し、進捗状況を考慮した結果、第11回事業計画変更においては、下記のとおり事業期間を延伸致します。

■ 事業期間の変更

変更前：昭和63年度から令和6年度まで

変更後：昭和63年度から令和23年度に変更

（但し、令和16年度に換地処分を予定します。）

■ 事業計画書の縦覧について

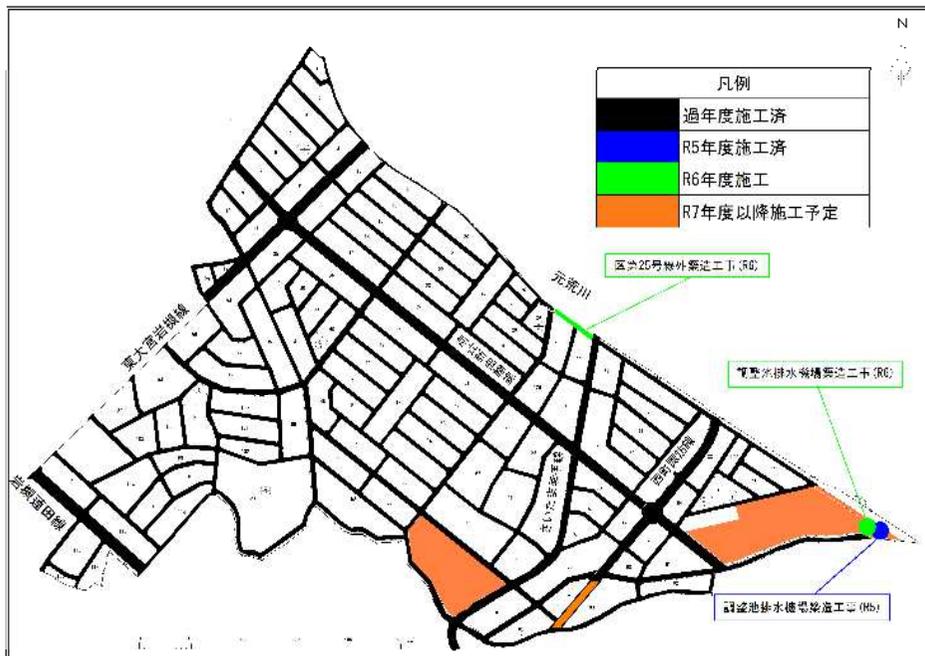
告示日：令和7年2月4日

縦覧場所：事業計画書は、告示日以降岩槻まちづくり事務所窓口にてご覧いただけます。

【問合せ先】

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所 区画整理係
〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館4階
TEL 048-790-0236 FAX 048-790-0240
E-mail iwatsuki-machidukuri@city.saitama.lg.jp





令和5年度の施工実績 (青色)

- 調整池排水機場築造工事 (R5)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

道路修繕等工事 (単価契約R5-1)



(路面標示の設置)



(通行規制板設置)

令和6年度の施工箇所 (緑色)

- 調整池排水機場築造工事 (R6)
- 区第25号線外築造工事 (R6)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

調整池排水機場築造工事 (R5)



(鋼矢板の設置)



(工事用運搬路の築造)

①保留地を所有されている方へ

事業地内の保留地を所有されている方について現住所の変更があった際には、「住所等変更届」の提出をお願いしております。変更届の提出がない場合、郵送物が保留地の所有者へ送付されないことがありますので、ご注意ください。

なお、変更届は、岩槻まちづくり事務所にて配布しております。

②所有権移転の案内

事業地内の土地について所有権の移転があった際には、「所有権移転届書」の提出をお願いしております。届出書の提出がない場合、郵送物が新所有者へ送付されないことがありますので、ご注意ください。

届出書は、岩槻まちづくり事務所にて配布しておりますので、お越しく申上げますようお願い申し上げます。

③土地区画整理法第76条の申請

事業地内において、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築及び増改築等を行う場合、土地区画整理法第76条に基づく許可を受ける必要があります。

申請等の詳しい内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。

④従前地分筆の手続き

仮換地の分割を希望される方は、従前地分筆の手続きが必要となります。詳しい手続きの内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。

なお、手続きには3か月前後の期間を要しますので、予めご了承ください。

※当区画整理事業地内は地区計画で最低敷地面積が120㎡以上と定められておりますので、120㎡を超える仮換地の分割をご検討下さい。

⑤区画整理のよくある質問

Q1 土地の「清算金」はいつ確定するのですか？

A1 清算金が確定するのは「換地処分の公告がされた翌日」となります。「清算金」とは「区画整理前後の土地の評価の差分を是正するために徴収交付する金銭」です。道路等の整備や宅地造成が完了した後、地区内を測量することで額が算出されます。

Q2 仮換地証明書などの証明書はどこで取得できますか？

A2 証明書は岩槻まちづくり事務所の窓口で1通300円で発行しております。

取得できる証明書につきましては以下のとおりです。

- ・仮換地証明書
- ・底地証明書
- ・保留地証明書 等